

# 生活福祉常任委員会

平成25年12月16日

葛城市議会

# 生活福祉常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年12月16日（月） 午前9時30分 開会  
午前11時15分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 阿古和彦  
副委員長 白石栄一  
委員 川村優子  
" 朝岡佐一郎  
" 藤井本浩

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議員 内野悦子  
" 増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下和弥  
副市長 杉岡富美雄  
企画部長 吉村孝博  
市民生活部長 生野吉秀  
保険課長 中嶋卓也  
" 補佐 増井朋子  
" 補佐 脇田公典  
環境課長 大谷肇  
" 補佐 竹内和代  
新庄クリーンセンター所長 増井良之  
當麻クリーンセンター課長補佐 柏井英洋  
保健福祉部長 山岡加代子  
社会福祉課長 西川佳伸  
" 補佐 石井由美  
子育て福祉課長 岡幸子  
" 補佐 井邑陽一  
" 補佐 油谷知之

長寿福祉課長	門 口 尚 弘
〃 補佐	森 井 敏 英
健康増進課長	水 原 正 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 雅 大
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第58号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第59号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第60号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について

開 会 午前9時30分

**阿古委員長** ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより生活福祉常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。今年もあと2週間ということになりまして、かなりちょっと気ぜわしくなってきたように思います。本日常任委員会を開催いたしましたら、全員定刻に出席いただきまして、どうもありがとうございます。案件もちょっと多いですので、少しペースを上げていきたいと思っておりますけれども、皆さん方のご協力をよろしくどうぞお願いいたします。

それではまず、委員外議員といたしまして、増田議員、それと内野議員が出席されております。

それと、一般傍聴の申し出が1名ございます。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**阿古委員長** 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

**阿古委員長** 発言される場合は必ず挙手をいただき、ご指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。なお、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をしておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**山岡保健福祉部長** おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております、議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正について、全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億3,490万1,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております生活福祉常任委員会の所管に係る部分につきまして説明申し上げます。なお、人件費につきましては総務文教常任委員会の付託案件でございますので、よろしくお願いいたします。

補正予算書の6ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。3款民生費、2項児童福祉費、子ども・子育て支援システム導入事業、971万8,000円でございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、28節繰出金で672万6,000円の追加でございます。

次に、4目障害者福祉費では、13節委託料で234万円の追加。18節備品購入費で17万9,000円の追加。23節償還金利息及び割引料で311万9,000円の追加でございます。

次に、5目老人福祉費では、20節扶助費で150万円の追加。28節繰出金で2,221万6,000円の追加でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、めくっていただきまして15ページ、13節委託料で971万8,000円の追加。23節償還金利息及び割引料で26万8,000円の追加でございます。

次に、2目児童措置費では、19節負担金補助及び交付金で232万8,000円の追加でございます。

次に16ページ、4項生活保護費、めくっていただきまして、2目扶助費で、23節償還金利息及び割引料で1,862万6,000円の追加でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進事業費では、19節負担金補助及び交付金で72万5,000円の追加でございます。

次に、6目保健施設費では、11節需用費で61万4,000円の追加でございます。

次のページ、8目火葬場費では、11節需用費で93万7,000円の追加でございます。

次に、2項清掃費では、めくっていただきまして19ページ、2目塵芥処理費で、11節需用費960万円の追加。13節委託料で230万円の減額でございます。

次に、3目し尿処理費では、7節賃金で67万4,000円の追加。11節需用費で47万円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。戻っていただきまして8ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料では202万5,000円の追加でございます。

次に13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では、地域生活支援事業費補助金で327万3,000円の追加。認定審査事務費補助金で37万円の減額。在宅心身障害者福祉対策費補助金で290万3,000円の減額で、合わせまして増減はございません。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金では、1節社会福祉費補助金で235万円の追加。2節児童福祉費補助金では5,834万3,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入では125万3,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

**阿古委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** ただいま部長の方からご説明がありました、議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の所管に係る部分について、若干質疑をしておきたいと、このように思います。

まず、事項別明細書の14ページ、4目の障害者福祉費、13節委託料の障害福祉システム用データ移行作業委託料という形で234万円が増額補正をされております。これについては当初予算では計上されていなかったものでございます。さらに、18節の備品購入費17万9,000円、これについても当初予算においては計上されていなかったものであります。これらの2点、更にページを変えまして15ページであります。3款民生費の1目児童福祉総務費の13節委託料、子ども・子育て支援システム導入委託料という形で971万8,000円が増額補正されております。これについても新しい事業で、当初予算では計上されていなかったものであります。しかも、本子ども・子育て支援システム導入委託料971万8,000円については、全額、予算書の6ページ、第2表の繰越明許費において全額が繰越されると、こういうことになっておりますが、これらの理由についてもあわせてお聞かせをいただきたいと、このように思います。

以上、3点について、まずお伺いをしておきたいと思っております。

**阿古委員長** 課長。

**西川社会福祉課長** 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、障害福祉システムの委託料でございます。これにつきましては、現在使用しているシステムがXPであり、平成26年4月をもってサポート切れとなります。また、障害者自立支援法が法改正され、総合支援法に改正されます。これによって大幅なシステム改修が必要となり、平成26年4月から新システムを導入することを、葛城市、河合町、川西町、この3市町によって協議しました結果、新しいシステムを導入するという事で協議させていただきました。これのためのデータ移行が必要となったということで補正をさせていただいております。

また、備品につきましては、障害者総合支援法に法が改正されまして、平成26年度から、障害者程度を判定する障害程度区分が、障害支援区分に変更されます。これによって、本年10月、急遽国からこの新しいソフトが2月に配付されるということで通知を受けまして、これによって、ノートパソコンがXPでありまして、これもXPでありまして、このシステムが、先ほど言いましたように平成26年4月をもってサポート切れとなります。また、新しいその配付されるシステムにつきましては、XPで対応されておりません。これによって補正のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**阿古委員長** 課長。

**岡 子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。子ども・子育て支援システム導入委託料に対しましては、国の方では、子ども・子育て支援新制度に対して、市町村は新制度が本格施行される平成27年4月までに電子システムを構築する必要があることが示されました。平成27年度実施予定の子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に支援するものとなっており、体制を整備し、管理は一元化となる予定の制度になります。現在、国の方ではシステム構築が進められており、備えるべき標準機能

として、国が示すシステム内容に基づくシステムが必要となり、基本的には各市町村は幼稚園と保育所のシステムは別になっておりますので、管理は一元化となり、就学前の教育、保育に係る業務を総合的に管理し、運用を図ります。これにつきましては、奈良市町基幹システム共同化において検討し、取り組む予定となっております、システム導入委託料として971万7,300円の予算を計上しております。これにつきまして繰越明許を設定させていただくことに関しましては、財源が県補助金、安心子ども基金を財源として支援を行うとなっております。子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業となっております、補助金として歳入でしています葛城市は、定額496万6,000円と歳入補正を計上しておりますが、残りは一般財源となります。この事業につきましては、スケジュールといたしまして、平成27年度に本格運用となる中で、本年度中に市としての構築を開始し、平成27年度募集時期となる平成26年秋には、既存の保育、幼稚園システムのデータ移行を終了し、完了となる予定になっており、平成25年度内の完了が認められないため、繰越明許の設定をお願いするものでございます。この県の補助金の安心子ども基金につきましては、この事業は平成25年度中に事業に着手し、平成26年度中に完了が認められる場合となっております。

以上でございます。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** それぞれ所管の課長からご答弁をいただきました。

まず、障害福祉システム用データ移行作業委託料についてでありますけれども、それぞれ法の改正に基づいてデータ、あるいはシステムが移行、変更されるということが、この間頻繁に行われてきております。これは、国がそのような法改正を行ってくることによる改正でありますので、一定やむを得ないことだというふうに私は考えるわけでありますけれども、ところが、その財源の問題についてはどうなっているのかと。国の事情により法改正がされ、データ、あるいはシステム改正や、あるいは移行、統合しなければならないということになってくるわけで、この点、13節の委託料、18節の備品購入費等については、どのような国の財源的な措置がされているのかということをお伺いしておきたいと、このように思います。これらの予算執行については、もちろんパソコンの購入は簡単にできるわけありますけれども、このシステム用データ移行作業については、これは奈良市町で共同事業でやるのではない、その中の3市町でやるわけですね。これらについては、きちっとした話し合いを行われ、年度内に終われるという、そういう認識でいいのか、その点もお伺いしておきたい、このように思います。

それから、子ども・子育て支援システム導入委託料971万8,000円であります。これはまず、本会議においても、市勢要覧の作成委託料について全額が繰越明許費で措置されるという状況になった。補正予算を計上すると同時に繰越しがされるという、こういう会計処置、これは一定、法の範囲内で許されることだというふうに私は思いますけれども、この間余りにも、この繰越明許費が頻繁に行われている。多額な予算が翌年度に送られる、あるいは本委員会でも議論になりましたように、介護保険システムの事業については、3月の定例議会に補正予算が計上されたものが、実際にやれるのかということで議論になったわけありますけれども、

ども、実際には、やれると断言されたものが、これは繰越さざるを得ない、しかも専決処分  
で繰越すというふうな措置までやられたわけであります。そういう意味で、私は予算の執行  
という点について、議会として、やはりきちっと精査しなければならない責務があるという  
ふうに認識をしておりますので、そういう意味で、原課は、もっともつきちつとした当初  
予算の編成並びに補正予算の措置をされるべきだというふうに思います。このこと自体を私  
は否定するわけではありません。法の規定の範囲内、会計年度独立の原則の範囲内で行われ  
ているものと認識をしておりますけれども、それが当たり前のように頻繁に行われるとい  
うことになると、どうしてもやはり苦言を申し上げておかなきゃならないということであり  
ます。その点で、改めて、あと3カ月しかないんですけども、平成25年度中にとということの  
話でしたね。どの時期に始めて、スタートできて、どれだけの期間かかってするか、その点、  
例えば6月の定例会、あるいは9月の定例会で計上し、平成25年度の予算の中で執行できな  
かったんか、あるいは、その他の2市5町の市町も同じような会計操作で、本12月定例議会  
で補正を明許繰越をするという、そういう措置をされているのかどうか、この点もお伺い  
をしておきたい、このように思います。

以上の点で再質問をしておきたいと思います。

**阿古委員長** 課長。

**西川社会福祉課長** 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの補助の関係でございますけれども、システム導入、また備品の購入につきましては、特に国からの補助はございません。また、共同電算化対象自治体としまして、今回共同  
させていただきますのが、葛城市、河合町、川西町でございます。ほかの1市3町につつま  
しては、導入時期がまちまちということで、今回は控えさせていただくということで回答を  
いただいております、3市町で共同購入させていただいております。

以上でございます。

**阿古委員長** 課長。

**岡 子育て福祉課長** 先ほどの質問にお答えさせていただきます。今の子ども・子育て支援システム  
のスケジュールにつきましては、3月ごろに契約から始めさせてもらって着手という形にな  
りまして、来年の秋には第1弾として、平成27年度の子どもたちの保育所、幼稚園の募集に  
間に合うようにシステムの方を終了させるということの予定になっております。それで、繰  
越明許の方につきましては、近隣の7市町村で聞かせてもらっている中では、繰越明許とさ  
れるところと、債務負担行為という形でされるところと、あとはちょっとまだ検討中という形  
で聞かせてもらって、今のこのシステムに関しての補正を計上するのは、全部7市町村一緒  
でございます。全国的に調べさせてもらって、皆同じような形で12月のシステムの委託料と  
いう形で計上している形になっております。

以上でございます。

**阿古委員長** 課長。

**西川社会福祉課長** すいません。1つ答弁が抜けておりました。導入につきましては、データの移行  
と、また住民基本台帳情報、税情報の取り込みのための口づくりでございます。今年度中に

は終われるというところでございます。

**阿古委員長** 副委員長。

**白石副委員長** それぞれ課長からご答弁をいただきました。障害福祉システム用データ移行作業については、これはまあ3市町で独自で行うシステム移行という形で、費用については単独で、補助対象にはならないということであります。本当に国の制度の頻繁な改定により、電子化されたこの事務事業のシステムを頻繁に変更しなきゃならないという状況が起こってきていると。にもかかわらず、まあ100%のものもあるけれども、全く独自でやろうとしている場合については単独でやらざるを得ない、こういう状況になっている。この点はやはり行政として、議会としても、国に対して強い要求をしていかなきゃならない、このように思います。そのように結んでおきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援システムの導入委託料についてであります。国そのものが、補助事業については、会計年度独立の原則を逸脱するような予算措置が平気になされてきている。これまで、とりわけハード事業等については大変厳しい指導があつて、繰越しを認められるということは希有のものであった。それがもう最近では当たり前のように12月、3月に予算措置をしなさいという形で、地方自治体としては繰越明許費にするのか、努力をして、やはりやり終えるためにするのか、いろいろ予算上は、繰越明許費や継続費や、いろいろそういう例外の措置があるわけですけどね、会計年度が本当に2カ年にまたがり、非常に煩雑でわかりにくくなっていっているというのが事実で、私ども議会、委員会としても、こういう状況は行政として一定やむを得ない部分があるけれども、これは当初予算においてきちっとやはり精査をしていただいて、年度内に事業が終わり、その年度に収納した市民の皆さんの税金、交付税初め補助金初め、その年度で還元をしていくという、そういう大原則をきちっと遵守するというので取り組んでいただきたい。その事業そのものを完成するために、原課の皆さんは本当に努力されているということは、私もよく認識をしております。それゆえに、こういう会計措置をしなければならぬというのは若干残念でならないということを申しておきたいと、このように思います。

以上です。

**阿古委員長** ほかにご質問はございませんか。

朝岡委員。

**朝岡委員** 私の方からは、補正予算書の15ページであります、児童措置費の中の保育所緊急整備事業補助金について、このたび156万円が増額になっています。歳入の方では、この財源に当たると思われる8ページの民生費の県の補助金から、子育て支援対策臨時特例交付金5,834万3,000円、これも増額になっている部分で、幼稚園整備にかかる費用であるということは認識しておりますが、この平成25年度の当初予算でいきますと、まず、この保育所の緊急整備事業の補助ということで、平成25年度の当初では2億3,395万6,000円、これが計上されていまして、歳入の方では、同じく子育て支援対策臨時特例交付金ということで、県を通じてこの補助金が1億6,632万8,000円ですか、当初予算ではこのように計上されているということでございます。この12月補正によって、今数字が微妙に動いておるわけでございますが、こ

の理由をまずご説明願いたい。

**阿古委員長** 課長。

**岡 子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。

まず最初に、歳出の方の保育所緊急整備事業補助金の関係につきましてお答えさせていただきます。当初予算時に関しまして、私立の保育園の施設整備ですけども、補助基準額というのが変わったということになりまして、当初予算時は定員が130人で、200人の施設整備をするということで当初予算時は算出していまして、そのときには補助基準額が3億1,194万3,000円でございます。今年度になりまして、平成25年4月からですが、180人の定員の変更が提出され、それによって補助基準額も変わってきまして、基準額が3億1,402万2,000円となりました。これに対して市の方の補助が4分の3になりますので、その差し引きで補助基準額の増額が207万9,000円となりまして、4分の3で156万円が増額となります。

今度は歳入の方でございますが、歳入のところでは2つありまして、そのうち5,337万7,000円が保育所緊急整備事業補助金でございます。496万6,000円が、先ほどの子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業費の県費の補助金が496万6,000円となっております。そのうちの5,337万7,000円の保育所の緊急整備につきましては、保育園の園舎の補助金として当初計上していましたが、先ほどと同じ内容で補助基準額の増加に対します増加で、3億1,400万2,200円の補助基準額に対しまして2分の1という形の補助金になりますが、夏に厚生労働省であります待機児童解消加速化計画の方を提出することによって、厚生労働省の方に採択され、県安心子ども基金からの補助金が2分の1から3分の2になったことによって、補助基準額、歳入の方の額が5,337万7,000円に増加となりました。

それで、まとめますと、当初、補助基準の補助基準額が3億1,194万3,000円の2分の1で1億5,597万1,000円ございましたが、待機児童解消加速化計画により3分の2になり、2億934万8,000円となったため、差額の5,337万7,000円が増額となりました。

言い忘れていましたが、私立の保育所の華表保育園となっております。

以上でございます。

**阿古委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 詳しいご説明をいただきましてありがとうございます。施設整備による当初の定員の計画が変更になられたことによって、補助金の補助率が変わったと、こういう、簡単に言えばそうですね。当初は2分の1のところを3分の2になったと、そういうイメージですね。これは実際、最終的には、今度この私立の定員は何名に増加するんですか。

**阿古委員長** 課長。

**岡 子育て福祉課長** 今の華表保育園に関しましては、今、4月からは180人で、完成後は200人の定員になります。

**阿古委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 新庄地域はご存知のように3つの保育所があつて、それぞれ民間に委ねているということで、特にこの今整備をされている保育所は、非常に子どもたちも近年増加している地域であるということで、一方、旧當麻の地域は、ご存知のように昨年、磐城第二保育所が完成をい

たしまして、当初200人、ここも200人でしたっけ、ふやして、それがちょっと大きすぎるんとちゃうかと、こういうお話もあったところ、実際、先般ちょっとお聞きしますと、今年の募集はもう200人を超えているというふうなことでね、非常にその見込みをしっかりと計画に立てられたことについては改めて評価をさせていただくところでございますけども、この施設整備で、補助金が安心子ども基金ですか、また、厚生労働省の待機児童をなくすための加速化の計画に基づいてこのように補助額の率が上がったということで、これはこれで非常に喜ばしい話だと思うんですけども、やはり今後、少子化ということも当然言われている中で、保育所の整備ということはいろいろと一定の議論が必要やと思うんですけども、今回180人から200人に定数をふやされて、当然我々も、よくそういう小さな子どもさんを持つお母さんに聞くと、やはりなかなか、待機児童まではいかないと思うんですけども、途中で転入されてきたらなかなか入れないとかいうようなお話も聞きますしね、そんな中で華表保育園さんは200人まで定員をふやされたということは、非常に市民にとってもありがたい話なんですけども、従前からおっしゃられていますように、やはり1つのまちになって、片方で民間の施設に、片方で市営の公共がやっているというようなことで、特に當麻地域は幼稚園も年少の保育事業をやっているというふうなことで、3歳児から幼稚園も、やはり保育所と、保護者はいずれかを選択できるというふうなことになっていますんですけども、ここまで民間もご協力いただきながら定員をふやしているという中で、いよいよ合併10年目を迎えて、旧新庄地域の各小学校区の幼稚園についても、施設のさまざまな条件もあろうと思いますけども、やはり旧當麻地域のような3歳児保育の導入ということも考えていかなければならないと違うかと、私はそういうふうには思いますけどもね、きょうは教育長がちょっとお見えやないんで、市長の見解も少し聞いておきたいと思います。

**阿古委員長** 市長。

**山下市長** 葛城市の乳幼児に対して、どのような保育、教育を考えていくのかというのが大きな課題であろうと思います。本日は教育長もおられませんけれども、また教育委員会と相談しながら、また私立の保育園の方々、3園の方々と相談をして、よく話し合いをしながら方向性を見出していくべきであろうというふうに思います。この3園につきましても、もともとの新庄町の時代から、公立で保育所を持たずにこの3園に子どもたちを預かってもらうということを言って、町が、公が委ねてきたという経緯があつての成立でございますので、その辺りの歴史、また果たしてこられた役割というのを十分に認識をし、また理解をした上で、この3園の方々とよく相談をしながら、どのように葛城市として進んでいくべきかということが検討する課題であろう、前も教育長ともそういう話をしておりましたけれども、この問題、前向きにというか、大きな課題であるということ十分に認識した上で議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

**阿古委員長** 朝岡委員。

**朝岡委員** 市長からご答弁をいただきました。このたびは、3億円ほどそういう費用をかけて、民間の保育所がその手だてを、本当にさまざまな有利な事業に乗ってこのように整備をいただけるということで、ありがたいお話でございますけども、今後少子化ということも視野に入れ

ながらですけども、やはり旧當麻地域のように選択ができるような、幼稚園の方にも3歳児保育のことも十分検討いただいて、この華表保育園さんのこの整備がしっかり生かされる中で、すぐにはなかなか、おっしゃられたようなことで検討課題だと思いますけども、十分教育委員会さんとも議論を深めていただいて、できるだけ早い時期から旧新庄地域の方にも3歳児保育を幼稚園でできるようなシステムを十分検討願いたいと、このように思います。

以上でございます。

**阿古委員長** ほかにございませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** まずは、朝岡委員の質問の関連でお伺いをしたいと、このように思います。全国的に待機児童の解消という問題が本当に大きな課題になっていて、横浜市も、一挙に解消したけれども半年後にはまた新たな待機児童が生まれるというふうな状況で、少子化が進む中でこういう状況が生まれてきているということは、やはり若いお父さん、お母さん方が共働きをすとか、いろいろなそういう条件が広がっていることのあらわれであるというふうには思うわけでありまして。国はこの待機児童解消プラン、あるいは新たに加速化プランという形で矢継ぎ早に計画を出しているわけですが、改めてそのプランの適用、採択の要件についてお伺いをしておきたい、このように思います。この機会に新たな加速化プランというのも出てきたみたいでありますので、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、事項別明細書の17ページの4款衛生費、4目健康づくり推進事業、19節の負担金補助及び交付金の脳ドック検診助成金が72万5,000円増額をされております。当初予算は200万円であったというふうに承知をしておりますけれども、大幅な増額になっているということは、脳ドック検診を受ける方々がふえているということで、喜ばしいことだというふうに思うわけでありまして。現在の受診の状況と、今後の受診の見通しをどのように考えられ予算措置をされたか、この点、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、18ページの8目の火葬場費、11節の需用費、それぞれ消耗品費、燃料費、光熱水費が増額をされております。これは、火葬場費の目のおり火葬にかかる費用であります。ということは、大変件数がふえているということであろうと思います。どのような状況になっているか、今後の見通しもあわせてお伺いをしておきたいと思います。

**阿古委員長** 課長。

**岡 子育て福祉課長** 白石副委員長の質問にお答えさせていただきます。待機児童解消加速化計画といますのは、厚生労働省が、保育ニーズのピークを迎える平成29年度までの待機児童の解消を目指して、平成25年からの2年間で保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保の取り組みなどを国としてできる限り支援しようとするものとなっております。対象といたしましては、保育所緊急整備事業となり、創設や増改築による整備に関して、財政力指数が1未満の市町村及び、平成23年10月1日または平成24年10月1日現在の待機児童数が原則1名以上である市町村という事業となっております。

以上でございます。

**阿古委員長** 課長。

**水原健康増進課長** 健康増進課の水原です。よろしくお願いたします。

先ほど白石副委員長から質問を受けました、脳ドック検診の助成金でございます。当初、今年度は1人当たり上限を2万円といたしまして100人で200万円、当初予算の計上をしております。今回の補正は、10月現在の申請で予算をさせていただいております。その中で、助成済みの方、助成支払いの見込みの方を合わせまして約97名で、約188万円の支払い見込みという形で予算立てをして、現在188万円の予定であります。直近の3カ月の申請者が7人ほどありまして、残す6カ月を7名で42名の今後の申請見込み、支払い見込みをさせていただいて、総額272万5,000円の支払い予定をしております。当初が200万円であるために、72万5,000円の増額をするものです。現在の申請者及び支払い済み者につきましては、107名の申請者でありまして、そのうち支払いが68名、約130万円ほどの支払い済みでございます。

以上でございます。

**阿古委員長** 課長。

**大谷環境課長** 環境課の大谷でございます。よろしくお願いたします。

平成25年度の当初予算に関しましては、火葬件数を275体と想定しておりましたが、今年度は例年よりも火葬件数が3割程度上回っております。平成25年度10月末現在では197件でございます。平成24年度の10月末は161件、平成23年度10月末は151件ということになっておりまして、1年間の火葬件数が大幅に増加し、予想件数は380件程度と考えております。そのため、消耗品、燃料費、光熱水費が不足することになりますので、このたびの補正をお願いした次第でございます。まず、消耗品に関しましては、現在所持しております在庫品の数量も勘案いたしまして、寒水石21箱、台車ロストル2台、集じんフィルター2個の購入をお願いいたします。また、燃料費にいたしましても、火葬件数1件に当たり43リットルの灯油が必要となりますので、火葬件数が増加した関係上、このたびの補正をお願いしている次第でございます。光熱水費にいたしましても、火葬件数の増加と電気料金の改定等によりまして不足が予想されますので、補正をお願いいたします。

以上でございます。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** それぞれご丁寧なご答弁をいただきました。

まず、保育所緊急整備事業補助金にかかわることとして、この厚労省の待機児童解消加速化プランについてご説明をいただきました。その説明の中では、補助要件として、平成23年10月1日あるいは平成24年10月1日に1名以上の待機児童がいる市町村、こういう形のご答弁がありました。なぜこういう質問をしたかといいますと、この間私は、予算や決算の委員会において、この待機児童の有無についてお伺いをしてきたわけでありましてけれども、その時点時点では待機児童はなかったのかもしれませんが、この磐城第二保育所を平成24年度に建設し、平成26年度にスタートしたということもあり、当然待機児童は解消していると、ないというふうに思っていたわけでありまして。ここに、1名以上の待機児童が存在するということが要件となっているということは、この間、待機児童がやはりあったということでありまして、また今、その待機児童の状況は、朝岡委員も言われていたように200名を超

える応募者があるというふうな中で、どういう状況なのか、改めてお伺いをしたいと思いません。

脳ドックあるいは火葬場費については、これはこのご説明のとおりというふうに受けとめておきたいというふうに思います。

**阿古委員長** 課長。

**岡 子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。

保育所の入園の待機児童の件につきましては、平成24年10月1日現在は1名ちょうどおりました。1名はゼロ歳児で、ちょうど平成25年度の入所の募集をするときに、もし入れたら復職したいということで申し出がありまして、あいたら入りたいという申し出がありましたので、連絡させていただきましてということで、待機児童として1名上げさせていただいております。それで、その年度はまだあいていなくて入所はできませんでしたが、今年度平成25年4月からは1歳児として入所されております。現在、葛城市としては待機児童はゼロということで報告させていただいております。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** ご答弁ありがとうございます。平成24年10月1日現在で1名のゼロ歳児の待機児童があったと。まあ入れたら入りたいというふうなことであったというわけでありませけれども、しかしこれによって、この促進化プランに乗って補助率がよくなると、そういうことなんやな。これはこれとして、あかんやないかということじゃないわけですけども、やはり私たちは、特別委員会の審査の中で、やはり正確な情報を知りたいし、その正確な情報に基づいて事務事業を、国の補助事業を含めてどのように進めていけばいいのかということ議論をし、理事者がそれをもって待機児童の解消の事業を推進していただくということでありますので、これは結果としてオーケー、了解と、こういうことなんですけれども、その辺の過程の問題としてしっかりと受けとめておいていただきたいということを申し上げまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

**阿古委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**阿古委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第58号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第59号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決につ

いてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**生野市民生活部長** 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

議第59号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,067万4,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金、8,000万円の追加でございます。

3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金、300万円の追加でございます。

次に、歳入のご説明をいたします。4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分、2,656万円の追加でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金、747万円の追加でございます。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金、664万円の追加でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、672万6,000円の追加でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金、3,560万4,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**阿古委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** ただいま生野部長の方からご説明をいただきました。この時期になりますと、国保のこの療養給付費、あるいは高額療養費がどの程度伸びているのかということが、いつもどきどきしながら予算の内容についてご説明を受けるわけでありましてけれども、平成25年度については、一般の被保険者の療養給付費が8,000万円の増額補正ということで、前年は1億円を超える補正があったわけでありましてけれども、金額的には若干下がってきているということであるけれども、一般の被保険者の療養給付費は、この間、伸び率が大体同様な伸び率で大きくなってきていると。ところが、退職被保険者については、この間、当初予算額の範囲内というか、そこその状況で来ているわけでありまして。それで、この一般被保険者の療養給付費そのものが8,000万円の増高になっているその内容、内訳について若干説明を受けておきたい。受診された件数がふえているのか、その1件当たりの費用はどの程度になってきて

いるのか。また、以降どのように見込んでいるのか、お伺いしておきたい。その他、退職の被保険者の療養給付費初め、一般並びに退職の高額療養費の伸びは見込んでいないわけにありますけれども、それらの状況は当初予算と比較してどのような状況にあるかもお伺いしておきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

**阿古委員長** 課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。ただいま白石副委員長からご質問があった件について説明したいと思えます。よろしくお願いします。

まず、全般的なことで、一般の療養給付費のことについてまず説明させてもらいたいと思えます。まず、一般の療養給付費につきましては、お話しいただいたように、予算で月額1億8,100万円の予定で組んでおりましたが、この6カ月の実績を見まして1億8,587万円となっております。月額で487万円高くなっている状況でございます。今後の6カ月の見込みを1億9,000万円と見まして決算見込み額を出しましたときに、8,000万円が不足するというところで計算しております。それで補正をしたものでございます。その8,000万円の補正をする理由なんですけれども、毎年度同じような答弁になるかわかりませんが、まず1つは、入院にかかる医療費の割合が、決算からずっと見てきまして高くなっています。それは、入院については、7カ月の実績を比較しましたら若干2%ほど減っている状況なんですけれども、それは減っているんですけど高い状況にあります。それで3点の理由を考えているんですけれども、1つは、この入院医療費に加えまして、入院外の医療費の伸び率が、過去の決算を見ますと0.1%から2.6%ぐらいの伸びしかなかったんですけども、それが12.4%の伸びになっているということがあります。今12.4%と言いましたのが、歯科とか調剤等の医療費についてでございます。それともう一つ、入院外の医療費ということで、それも伸びが少ない中で8.0%伸びている状況です。入院医療費に加えて、こういう入院外の医療費でも高い伸びを示しているということが1つ。もう一つは、やはり被保険者について見ましたときに、被保険者全体の人数はほとんど変わってないんですけども、その中で、やはり70歳未満の一般の被保険者と70歳以上の被保険者の割合が年々変わってきております。70歳未満の被保険者は毎年1.2%から2%ほど減少しております。一方で、70歳以上の方は4.3%から9.7%増加している状況です。それに伴いまして、医療費の伸びも、70歳から75歳までの方の分で7.7%から11.4%という高い伸びが続いてきているというようなことでございます。それで、もう一つは、受診率、受診件数、受診日数、1人当たりの費用額が伸びているということを考えております。1人当たりの費用額を7カ月分の実績と比較しましたときに、前年度の7カ月分で2万4,236円に対しまして、月平均で2万5,487円に1人当たりの費用額がふえていると。で、もう一つは、件数も同じく7カ月分で平均で1万1,135件から1万1,813件にふえている。それと、日数につきましても1万6,064日から1万6,371日ということで、大きな金額の差ではないんですけども、そういった伸びがあるという中で、先ほど言いました、入院医療費が下がっていますが依然として高い状況で推移しているというのと、ほかの医療費も全般に上がってきているということが理由として考えております。一方、そのほかの高額療養費とか退職療養費の状況なんですけれども、まず、退職療養費の方は、当初予算で月額で

1,741万6,000円で、2億900万円を計上しておりました。その後、現在の実績では、1,741万6,000円に対しまして、6カ月の平均で1,578万2,000円、月額で163万4,000円定額となっている状況です。その予算の範囲で執行できると考えております。やはり退職医療費につきましては平成23年度決算でピークを迎えました。それはやはり退職医療費の被保険者数がそのときが一番多かった。そこからだんだん減ってきている状況があります。一方で退職被保険者が減る分、一般の方に振りかわっているということが言えると思います。それで、次に高額療養費の方につきましては、一般の高額療養費につきましては、決算でかなりの伸びを今まで示してきたということで、前年度の予算額に対して、計上したときに大きな伸びを見てちょっと計上しました。それで月額予算額は2,366万6,000円で、年額2億8,400万円を、平成25年度はそういう計上をしておまして、6カ月分の実績で2,258万8,000円となっており、月額で107万8,000円低額となっているということがありましたので、一応それによって予算の範囲内で執行できると考えて、当初予算では2億8,400万円を計上しておりました。それに対して今の6カ月の実績、今後の6カ月を見たときに、その範囲でいけるということで考えております。

もう1点は、療養費の補正につきましては、療養費といいますのは、一旦普通は保険証を提示して、そこで3割負担なり必要な部分をお支払いいただくのが保険給付費となっております。それ以外でも、保険証がないときに治療を受けられたときに全額を支払いしていただくとか、それとか柔道整復療養費をお使いになったとか、針きゅうのマッサージ等を受けたときに現金で一旦支払いしてもらおうということになっております。一部、柔道整復療養費の場合は、一般の保健療養給付費と同じように3割負担という負担をしていただいくというシステムもございます。その中で、柔道整復療養費の現物給付というんですか、一応3割負担を窓口で払ってもらっているような、そっちの方で昨年より伸びがございまして、補正をさせていただくというような内容でございます。

以上です。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 課長の方から詳細にご答弁をいただきました。一般の被保険者の療養給付費については、入院において1件当たりのやはり医療費が大きくふえてきていると。件数そのものはそんなに変わっていないけれども、これは高度医療の問題等々あるんだろうというふうに思います。それとあわせて、課長の説明では、前期高齢者がやはり、その構成比率が大きくふえてきていると。70歳以上の前期高齢者が4.3%から9.7%の割でふえている。こういうことが療養給付費の増高に影響しているということがよくわかりました。これは、我々が一生懸命、予防保健事業に力を入れたとしても、これはやはり被保険者自身が自覚を持ってやっていかなきゃならない問題ですので、医療費の増高については、これはもう我々所管の委員会とあわせて本当に十分な議論をし、市民の皆さんの健康に対する自覚、意識を向上させていただくということぐらいしか手だてはないのかというふうに思います。今年のだきどき具合はこういう状況であったということ認識して、新たな予算の編成に取り組んでいただきたい、このように思います。

以上であります。

**阿古委員長** ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**阿古委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第59号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時46分

**阿古委員長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、議第60号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております、議第60号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,853万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,439万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の細節よりご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で1億4,985万3,000円の追加。

2目介護予防サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で1,479万4,000円の追加でございます。

次に、3項高額介護サービス等費では、1目高額介護サービス等費で、19節負担金補助及び交付金で408万2,000円の追加でございます。

次に、4項特定入所者介護サービス等費では、1目特定入所者介護サービス等費で、19節負担金補助及び交付金で1,120万8,000円の追加でございます。

めくっていただきまして7ページ、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業

費では、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費で、2節で給料で69万3,000円の減額。3節職員手当等で31万4,000円の減額。4節共済費で23万4,000円の減額。19節負担金補助及び交付金で15万9,000円の減額でございます。

次のページ、8ページ、補正予算給与費の明細でございます。給料では、補正後が1,103万7,000円、補正前が1,173万円で、69万3,000円の減額でございます。職員手当では、補正後が744万6,000円、補正前が776万円で、31万4,000円の減額でございます。合計といたしまして、補正後が1,848万3,000円、補正前が1,949万円で、100万7,000円の減額でございます。共済費では、補正後が320万2,000円、補正前が343万6,000円で、23万4,000円の減額。合計といたしまして、補正後が2,168万5,000円、補正前が2,292万6,000円で、124万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分で3,128万7,000円の追加。

次に、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業分の1節現年度分で55万3,000円の減額でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、1節現年度分で5,218万1,000円の追加でございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金の1節現年度分で2,719万3,000円の追加でございます。

2項県補助金、2目地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業分の1節現年度分で27万6,000円の減額でございます。

めくっていただきまして5ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金の1節現年度分で2,249万2,000円の追加。

3目地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業分の1節現年度分で27万6,000円の減額でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金、4,648万9,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

**阿古委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

**白石副委員長** それでは、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

まず、事項別明細書の歳出の2款保険給付費、1目の介護サービス等諸費、あるいは2目の介護予防サービス等諸費についてお伺いをしておきたい、このように思います。介護サービス等諸費のうち、19節負担金補助及び交付金の説明にあります居宅介護サービス給付費3,432万7,000円、当初予算が6億7,840万円であったというふうに思うわけでありまして

も、本補正予算で15%程度の伸びになっているということでもあります。これは、この間の介護保険事業の議論の中で、やはりこの居宅介護サービス給付費そのものが、在宅で介護を受ける利用者が本当に自分の余生を家族や地域の人に見守られて生活をしていく上で非常に大切な事業だということで議論をし、なぜここが伸びないんだと、そういう一方で、施設介護サービスがどんどん、まあどんどんというわけじゃないけど伸びる一方だったと。今回の補正予算を見てみますと、施設介護サービスにおいては9,900万円を超える伸びになっています。10%を超える伸びであります。これらは当然、設備、いわゆるベッドがないと、特養にしても老人保健施設等にしても、ないとこれはまあ入れないわけですから、伸びようがなかったわけでありまして、キャパがふえた、キャパと言ったら語弊がありますが、ベッド数がふえたということが大きな伸びにつながっているのではないかとこのように思います。居宅介護サービス給付費の増加の内容、理由について、どういう点で居宅介護サービスの利用が広がってきたのかということ、その一方で、施設介護サービスが、これも大きくふえていると、これ、反対にならないかのちゃうかと思うんですが、この施設介護サービスも10%を超える伸びになっているという点は、どこにその要因があるのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。介護予防サービス等諸費のうちの給付費1,316万1,000円の伸びの内容についてもお伺いをしてきたいと思っております。

**阿古委員長** 課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石副委員長の質問でございますが、まず、居宅介護サービスの伸びなんですけれども、第5期事業計画になりまして今年が2年目の年であります。第5期に入りまして、それぞれの利用率が高まってきたというのもあるんですけども、その中で、居宅介護サービスの中では訪問介護サービス、これにつきましては今現在、平成24年と比較いたしますと119.9%の伸びを示しております。それから短期入所、いわゆるショートステイのサービスですが、これにつきましても、平成24年度から比較いたしますと125.4%の伸びを示していると。そういうことで、今年度決算見込みの額から計算いたしまして、今回の3,432万7,000円の補正をお願いしたということでございます。それから、施設介護サービスにつきましては、葛城市内の方の施設整備の方は平成25年度現在、特養それから老健ともにベッド数はふえておりません。しかしながら、近隣の市町村につきましては近年整備が進んでおりまして、そういったところに入所される方が昨今ふえているというようなことで、今年度、平成24年度から比較しますと110%ほどの伸びを示しているということでございます。次に、介護予防サービスでございますが、これにつきましては、この中でサービスでいいますと通所介護サービス、これが平成24年度から比較いたしますと132.2%、それから通所リハビリサービス、これにつきましては111.5%の伸びを示しております。今回、決算見込みから1,316万1,000円の追加補正をお願いしたということでございます。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 居宅介護サービス、とりわけ訪問介護サービス並びに通所、ショートステイがふえていると、ショートがふえてんねんね。これは、在宅介護を支える3本柱の2つが大きく伸び

てきたということが、介護保険事業の居宅サービスの内容というか、目的そのものが広く被保険者、利用者の方々に広がってきた1つの成果ではないかというふうに思うわけでありませうけども、それに反比例して、私は、施設介護サービスがやはり現状を維持する、あるいは少なくなるというのが、これが厚労省が求める介護保険事業の目標というか目的であるというふうに思っているわけですが、まだそこまでは到達をしていない。葛城市内においては、この特養にしても、老人保健施設にしても、この間ふえていないわけであります。しかし、第5期の事業計画に伴う県の施設の整備計画からすれば、老人保健施設では、老人保健施設かつらぎが80床の増床が認められ、もう建築にかかっていると、そういう状況にあります。特養については聞いていないわけであります。で、具体的にお伺いをしたいんですが、施設介護サービスそのものが10%を超える伸びを示したということは、それだけ待機者が減ったということになると思うわけなんですけども、待機者は現状何人減って、何人になっているかお伺いしたいことと、周辺、近隣の市町村の基盤整備が進むということが本補正予算で大きく影響を受けるということがわかったわけでありませう。今後、第4期に計画されていた特養や老健の施設が、もう竣工しないところはもうないと思えますけれども、第5期の計画に基づくこの整備が進んで、近隣にどの程度の特養や老人保健施設等が、ベッド数がふえるのか、そういう見通しをどのように考えておられるか、給付費にどのように影響をされるとお考えか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、歳入の5ページでありますけれども、7款の繰入金の1目介護給付費準備基金繰入金金が、4,648万9,000円繰入れをされているわけでありませう。もちろん、その基金の趣旨、目的からすれば、これは当期のこの歳入に繰入れをするというのは当然のことでありませうけれども、現在のこの基金の残高はどの程度に、この4,648万9,000円を繰入れた後の残高についてお伺いをしたい、このように思います。とりあえずそれだけにします。

**阿古委員長** ちょっとだけすいません。まず、言葉の共通の認識だけ統一してほしいんです。伸びが、例えば通所でしたら131%の伸びという表現の仕方をされます。例えば施設でしたら110%の伸びという表現をされます。でも、実際は10%の伸びという表現をされる方がいいのか、副委員長が表現の仕方としてあえて言い直しているんですけども、その表現が、伸びで110%と言えば倍以上の伸びがあるという認識が変わりますんで、せやから、その言葉の統一だけ図っていただきたいと思えます。

課長。

**門口長寿福祉課長** ただいまの白石副委員長のご質問にお答えいたします。

まず、待機者、特別養護老人ホームの待機者でございますが、これは平成25年7月に調べたものでございまして、現在、要介護3以上の方の待機者が78名という認識を持っております。ただし、この78名のうち、現在何らかの施設に入所されて待機されておられる方、この方が34名おられます。ですので、居宅での待機者につきましては44名ということでございます。前年度の調べでございますけども、前年度につきましては、要介護3以上の方の待機者が83名おられました。この83名のうち、施設入所されて待機されておられる方は何名かおられるんですけども、ちょっとその数字は前年度の場合、把握しておりませう。

次に、特養施設、老健施設の整備状況でございますけども、第5期に入りましての整備状況を申し上げます。平成24年度につきましては、特養施設、奈良県で桜井市、五條市、大和郡山市で各50床。老健施設につきましては、葛城市の老健かつらぎが増設80床を得ておりますが、ほかに橿原市で新設80床が2カ所、生駒市が増設20床、平成25年度採択になったところで、特養につきましては、橿原市が50床、御所市、下市町が40床でございます。それから老健につきましては、葛城市で新設80床と、桜井市80床。平成25年度は、新たに葛城市で80床の認可を受けております。先ほど、平成24年度は老健かつらぎで増設の80床でございましたが、平成25年度につきましても葛城市新設80床ということです。

それから、基金の方でございますが、今回の補正予算の繰入れ後の基金残高でございますが、基金残高の方は4,967万6,000円ということになります。

以上です。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** ちょっと具体的な数字を聞いたかったわけで、実際に施設入所が9,900万円余りふえているという形で入所措置がされたわけで、実際に特養に何名、老健に何名、その他何名が入所されたという点はわかりますか。

**阿古委員長** 課長。

**門口長寿福祉課長** 7月分のサービスの分で数字を持っているわけなんですけども、7月分のサービス受給者数なんですが、特養は159名、それから老健の方は113名でございます。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 具体的な中身がちょっとよくわからないんですけども、この159名が、あるいは老健の113名というのは、実際にその年度に入所を、当初予算において計上された基礎数になっていると、こういうことでいいんですね。違うの。7月現在。そしたら、その基礎数を教えてもらわないと、どういう変化になっているかというのはわからないんでね。予算編成時の入所者やな。どっかの1カ月のやつでもええんだから。

**阿古委員長** 課長。

**門口長寿福祉課長** 先ほど申しました数字は、今現在7月分の受給者の数でございまして、前年度の受給者数を今現在手元に持っております。その数字を申し上げますと、特養の方は143名、それから老健の方は94名ということです。

**阿古委員長** 白石副委員長。

**白石副委員長** 当初からすれば、平成25年7月の時点で、予算上は特養で16名、老健で19名、合わせて35名ぐらいが入所されたということでありまして。そういう利用者の増高によって、1億円近い増高になっているということだというふうに思います。居宅介護サービスの増加とあわせて施設介護サービスも伸びるということは、これは極めて介護保険会計にとっては大変な事態だと言わざるを得ません。厚労省が求めるような、本当に在宅で家族や地域の人たちとともに余生を過ごせる、そういう環境づくりというのが、これはもうここで議論する中心になるんですが、この間、平成21、22、23年度ですか、本当にこの居宅介護サービスについては、90%に満たないというような状況であったりしてきたわけでありまして、これが問

題になって、どういう形で居宅介護サービスをふやして、施設介護サービスを抑えていくのかということも議論してきたわけですが、結果としては、これは過渡期だというふうには思いますけれども、過渡期だと思いますけれども、やはり両方がふえてきているということで、これは第5期の事業計画の、来年が最終年度になるわけで、どういう収支になるのかというのは、これは過渡期であるけれども、そこをきちっと分析し、どこへ力を入れていくべきかということも原課においては把握していただいて、ぜひ新年度においては、居宅介護サービスに反比例して施設介護サービスの伸びが抑えられるというふうな方向で、いろんな諸施策も考えていただきたい。単なる給付だけでは、これはもう大変なことになるのは間違いないことですので、そのことを強調して終わっておきたい、このように思います。

**阿古委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**阿古委員長** ご異議なしと認めます。

よって、議第60号議案は、原案のとおり可決することにいたしました。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたしますが、いかがですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**阿古委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

慎重な審議、本当にありがとうございました。福祉の部門では、かなり年々増額になっていく傾向が明らかになってきております。制度等もその都度変わっていくと思いますので、委員の皆様方には、今後とも慎重にご審議をよろしく願いいたします。

これをもって生活福祉常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時15分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

生活福祉常任委員会委員長

阿 古 和 彦